

各務原市遊休土地実態調査実施要綱

(平成21年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第6章に規定する遊休土地に関する措置を適正かつ円滑に行うための実態調査（以下「調査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(調査時期)

第2条 調査は、5月から6月までの期間に年1回行うものとする。

(調査内容)

第3条 調査の内容は、次のとおりとする。

(1) 一団の土地の抽出 市長は、法第23条第1項の届出に係る土地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の6第1項の規定による通知に係る土地を除く。）のうち、次のいずれにも該当するものを届出台帳等から抽出する。

ア 調査年の前年（以下「前年」という。）の1月1日から12月31日までの間において、法第23条第1項の届出について、法第24条第1項の規定により勧告をした日又は届出のあった日から3週間（法第24条第3項の規定により期間を延長した場合には、その延長した期間）を経過した日のいずれか早い日から2年を経過したもの

イ 次に掲げる面積要件に該当するもの

(ア) 市街化区域にあつては、2,000平方メートル以上

(イ) 市街化調整区域にあつては、5,000平方メートル以上

(2) 利用現況調査表の作成 市長は、次の土地について所要事項を利用現況調査表（様式第1号）に記載する。

ア 前号により抽出された土地

イ 前年以前において一団の土地として抽出され、法第28条第1項第3号の要件に該当したが、同項第2号の期間要件を満たさないこととされた土地

(3) 未利用地要件の判定 市長は、前号により利用現況調査表に記載された土地について、現地調査を行い、利用状況を判断し、その結果を利用現況調査表に記載する。

(4) 期間要件の確認 市長は、前号により法第28条第1項第3号の要件に該当すると判定された土地について、登記事項証明書等により同項第2号の期間要件に

該当するか否か及び調査時における保有・転売の別を確認し、その結果を利用現況調査表に記載する。この場合において、数年にわたり取得された一団の土地については、第1号イに掲げる面積要件を満たすこととなったときに取得があったものとして取り扱うものとする。

(5) 遊休土地の認定 市長は、次の方法により遊休土地の認定をする。

ア 市長は、前号により法第28条第1項第2号の期間要件に該当すると判断された土地について、遊休土地等調査票（様式第2号）を作成し、これに基づき遊休土地に該当するか否かを判断する。

イ 市長は、前年の調査において継続検討とされた土地について、その後の状況の変化を調査し、その結果を作成済の遊休土地等調査票に記載して、遊休土地に該当するか否かを検討する。

ウ 市長は、ア及びイによる検討の結果について、遊休土地等調査票に記載する。

（報告）

第4条 市長は、次に掲げる書類を当該年の7月20日までに岐阜県知事に提出するものとする。

(1) 利用現況調査表

(2) 遊休土地等調査票

(3) 当該遊休土地等の位置図（原則として縮尺5万分の1のもの）

(4) 状況図（当該遊休土地等の形状及び周辺の土地の状況を明らかにしたもの）

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

遊休土地等調査票

作成 年 月 市町村名 _____

① 土地 番号	② 地 域 区 分	③ 調 査 A ・ B 別	④ 土地の所在地	⑤ 面 積 m ²	⑥ 所 有 者		⑦ 取得等年月日	⑧ 届出に係る価格の単価 円/m ²	⑩ 土 地 利 用 規 制	
					住 所	所 有 者 名			五地域・細区分	その他法令 による規制
							(届出)		⑨ 届 出 利 用 目 的	
							(勧告又は不勧告)			
							職業・業種			
							(取得)			

⑪ 利 用 現 況		⑫ 4号要件に該当しない可能性	⑬ 4 号 要 件 に 該 当 す る 可 能 性			⑭ 公的機関による買取希望等の有無
利用 区分	利用・未利用の状況		道 路 の 条 件	市 街 化 の 程 度	公 的 投 資 の 必 要 性	

⑮ 総 合 判 断		
結論	決定(決裁)日	理 由

⑯	調査 年月	その後の状況の変化	総 合 判 断		
			結論	決定(決裁)日	理 由
継続 検討					